

北九州市立大学
文学部紀要

第93号

錦絵「士族の商法」考

生 住 昌 大

北九州市立大学文学部
比較文化学科
2023

錦絵「士族の商法」考

生住 昌大

はじめに

学習者の理解を助ける目的で、教科用図書（以下、教科書）にはさまざまな図版が掲載されている。その中でも、「士族の商法」（大判錦絵二枚続、永島辰五郎画、東京・長谷川忠兵衛版、明治十年三月十五日届）と題された錦絵は、歴史教科書でよく目にする図版の一つと言えよう。⁽¹⁾ そもそも「士族の商法」とは、「明治維新後、士族となった旧武士が生活のためになれない事業を起こして失敗したことをいう。不適任の人が商売などをして失敗することが目に見えていることのとえ」（『日本国語大辞典』第二版）だが、店の帳場に控える男の居丈高な雰囲気は、我々がイメージする「商売人のそれに到底似つかわしくなく、その点が錦絵の外題「士族の商法」の意味するところをよく表しているため、教科書や副教材に繰り返し掲載されてきたのだと思われる。

しかしながらこの錦絵は、秩禄処分によって得られた公債を元手に、慣れない商売に手を出して失敗した士族の姿を風刺したものである。大掴みに言えば、明治十年の西南戦争に取材

した風刺画なのであり、このことは一部の教科書や副教材でも以前から紹介されてきたことではある。⁽²⁾

だが、この錦絵に関する考察となると、数えるほどしか確認できない。目に入ったものの中で、最も早くこの錦絵を取り上げて風刺の読み解きまで行ったのは、小西四郎『錦絵 幕末明治の歴史』⁽³⁾ 西南戦争』（講談社、一九七七年八月）である。小西氏は、一見「当時の人々の風俗」を描いたように見えるこの錦絵の中に、実は「庶民の西南戦争や士族などに対する諷刺」が込められていることを指摘して、いくつかの風刺の読み解きを行っている。小西氏の読み解きは、この錦絵を取り上げる際に必ず参照されるものとなったが、画集のわずかな余白に埋められた解説文でもあったため、部分的な考察に留まっていた。

その後、四半世紀が過ぎた頃に、小風秀雅「錦絵「士族の商法」の含意について」（『歴史と地理』第五四〇号、二〇〇〇年十二月）が提出された。小風氏は、小西氏が触れていなかった店の主人の台詞に着目した読み解きを試み、「明確に西郷支持のメッセージを文章として盛り込んでいる」と、従来とはまったく異なる

解釈を示した。だが、小風氏の考察も、教育情報誌『歴史と地理』の「歴史の焦点」というコーナーに寄せられた、わずか四頁程のものであったから、やはり錦絵全体にまで及ぶものではなかった。

そして、小風論からさらに二十年が経とうとする頃に、内山一幸「士族の商法」再考〔大阪経大論集〕第七一巻第二号、二〇二〇年七月〕が提出された。内山氏は初めて錦絵の全体にまで目を配って風刺の読み解きを試み、この錦絵を極めて限定的に「西南戦争の風刺画とする見方」や、「西郷支持のメッセージ」を盛り込んでいるとする小風論の解釈に違和感を呈し、もつと広く「当時の社会状況のいくつかの事象を掬い取って描いた」風刺画として捉え直すべきことを説いた。だがこの内山論は、語句としての「士族の商法」の意味内容の複数性とその変遷を究明する目的で書かれたものであり、そもそも錦絵の考察にその主眼を置いたものではなかった。そのため、風刺の読み解きは画面全体に及んでいるものの、その記述はわずか二頁ほどに留まっている。

これら三氏による考察は、その時々新しい知見を示し、その結果、錦絵「士族の商法」に対する我々の理解がかなり深まったことは言うまでもない。教科書との繋がり言えば、東京書籍が刊行する教科書『日本史探究』（二〇二三年検定）は、小風論に基づきながら、錦絵の解説に一頁を費やしており、従来の研究の成果は学校教科書にも確かに還元されている。

だが、残された課題も多い。従来の論は、風刺の読み解きに必要な同時代性や当事者性が踏まえられていない、極めて表面的な読み解きに留まっているように思われる。錦絵「士族の商法」に込められた風刺を読み解くには、風刺画制作者である画工や版元、そして購買者となり読解者となる庶民が、どのような時代を生きていたのかを詳しく知っておく必要がある。この錦絵の読み解きの場合、彼らがどのような媒体を通して西南戦争に関する情報を得ていたのか、そして、実際にどのようにこの戦争と戦時下の社会（具体的には、錦絵の出版・販売地である東京を眼差していたのかを把握しておかねばならない。そのためには、西南戦争当時の人々の主たる情報源となり、現代の我々に当時の世相を伝えてくれる新聞メディアの報道内容が大きな示唆を与えてくれるだろう。従来の読み解きは、この視点を大きく欠いたものとなっており、ここに研究の課題がある。

そもそもこの風刺画には、「正解」は用意されていない。それは画工も版元も、購買者たちが各々の読み解きを披瀝し合っている、その話で盛り上がることを期待してのことだろう。また、風刺の解釈も一つではなく、複数あり得る。よって、本稿では「唯一絶対の正解」を示すのではなく、錦絵「士族の商法」が内包する風刺の可能性を、あたらかざり時代に寄り添うかたちで引き出すことこそ試みてみたい。



図1 錦絵「士族の商法」(国立国会図書館蔵)

一 品書きの考察

まずは、錦絵「士族の商法」[図1]の読み解きの中心となる、店内に吊り下げられた品書きの考察から始めたい。最初に品書きの翻字^①を掲げ、次に解説を置く。なお、内山一幸「士族の商法」再考^②(前掲)に揃えて、右から順に①～⑨までの整理番号を付した。

また、第三章で詳述するが、暖簾に染め抜かれた「新政堂」の文字は、西南戦争における西郷軍の旗印として報じられた「新政厚德」に因むものであり、そこからこの錦絵が西南戦争に関連する風刺画であることが容易に知れる仕掛けとなっている。以下、購買者は常に西南戦争を意識しながら風刺を読み解いていくことを前提として、読解を進めていく。なお、読解の根拠とする新聞記事は、主に西南戦争報道開始後から本図の出版日(明治十年三月十五日)に近いものを意識的に選んだ。

① 日々出ばん^{にちじつしゅぽん} 旅費鳥せんべい^{りよひせり}

—— 御遠国出張の方より多分のお詠らへあり^{ごえんこくしゅちやうのかたよりたぶんのおえい}

小西四郎氏が、「旅費鳥せんべい」とは官吏が九州方面に出張して、しこたま旅費をとっていること^③と読み解いて以降、この解釈が無批判に諸論へと引き継がれてしまっている。確かに「旅費鳥」からは「しこたま旅費をとっている」という風刺を読み取ることができるが、「官吏が(中略)しこたま旅費をとっ

ている」(傍点は引用者)と読み解ける根拠は示されておらず、また、そう読み解こうにも無理がある。後に続く説明文との整合性が上手くとれないからである。そして何より、「せんべい」についての読み解きが、これまでまったくなされてこなかった。

この品書きが西南戦争の何事かを暗示していると考えた人々は、「御遠国」という語から、戦地となった九州地方を直ちに想起したことであろう。⁶⁾ だとすれば「出張の方」とは、賊徒鎮定のために九州に赴いている將校たちを指すことになる。將校たちは政府の役人でもあるから、「出張の方」を官吏と解釈してもよい。だが、その將校(官吏)たちが「旅費鳥せんべい」なのではなく、彼らから「多分のお誂らへ」(大量の注文)があるというのが「旅費鳥せんべい」なのである。ならば、「せんべい」は何を暗示しているのか。「せんべい」はおそらく「千兵」で、戦地に大量動員された兵士たちを示唆しているのだろう。あるいは、「戦兵」と解釈してもよい。いずれにせよ、兵士の輸送費が莫大なものになっていることを「旅費鳥せんべい」と皮肉っているのである。

当時の人々もまた、「旅費鳥せんべい」をそのように読み解いたのではなかったか。この錦絵が売られた東京では、兵士たちが戦地へ送られる様子を実際に目の当たりにした人々も多かったに違いなく、新聞では、「教導団の兵が千六百人程、明日出張になると承りました」(『東京曙新聞』三月八日)、「陸軍鎮台第一聯隊第一大隊と第二大隊とが、明十日に神戸へ向けて出帆するよ

し」(同、三月九日)などと、兵士たちは戦地へ向けて「日々出ばん」(連日出帆)していたことが報じられていたのである。

②【毎日新製】瓦斯提邏——最早三千西国へつみおくり候

諸氏が読み解いてきたように、「瓦斯提邏」とは巡査のことである。錦絵新聞『郵便報知新聞』第四百六十六号(月岡芳年画、東京・錦昇堂、明治八年二月)「図2」には、玻璃灯(角灯)を提げて夜警にあたる、この時代の巡査の姿が印象的に描かれているが、「瓦斯提邏」とは、瓦斯灯に象徴される東京の夜の街を警邏する巡査の姿を想起させる漢字を「カステイラ」に当てたものだろう。「瓦斯提邏」の「提」の字も、玻璃灯や提灯を提げながら夜警にあたる巡査のイメージから出た漢字だと思われる。また、巡査が洋菓子のカステラに擬せられたのは、警察制度が西洋の「ポリス」の移植であることも意識されたことだろうか。¹⁰⁾



図2 『郵便報知新聞』第四百六十六号(東京都立図書館蔵)

商品名の上には「毎日新製」とあり、さらに説明文には「最早二三千西国へつみおくり候」とあるが、無論「西国」は九州地方を指し、巡査たちが連日のように戦地へと送られていることを暗示している。この説明文は、「本日檜垣権少警視は警部並巡査五百名を引率され、肥前長崎へ出張せんが為め横浜より西京丸へ乗込れ、又た三間権少警視も警部並巡査五百名を率ひて豊後鶴崎へ向け檜垣君と共に西京丸へ乗込れて発艦せらるゝ趣」（『東京曙新聞』二月二十日）や「龍驤清輝の二艦、陸軍兵三大隊并に巡査五百名を鹿兒島へ差遣す」（同、二月二十八日）などの記事が伝える世相を背景としたものである。

このように、「瓦斯提選」は巡査の戦争動員を寓しているだけのようにも思われるが、当時の人々はやはりここにも風刺を読み取っていたのではないか。『東京曙新聞』は、「是迄各方面分署の署長は、管内の市街を昼夜ともに巡廻されしに、西国出張になりし跡、人員減少に付ては、当分夜中ばかりの巡廻になりしよし」（二月二十一日）と報じ、その結果であらう、「兎角物騒がしき此節柄ゆゑ、四ツ谷辺の人々は町内限り言合せ、金棒を曳いて一時間ごとくに町内を廻」（二月二十七日）るようになったことを報じている。同記事は、「お廻り方や消防組の巡邏ばかり任せ置かず、人民どもかく迄注意するとは感心ならずや」と賞賛しているが、この一連の報道からは、巡査の戦争動員によって、東京では街の治安を守る巡査の人員不足が生じていること、さらにはその結果、庶民に負担のしわ寄せが来てい

たことが知れるのであり、ここに現代では容易にはくみ取れなくなった「瓦斯提選」の風刺が読み取れる。

③【新製買徳】有平党

——やうやく一万斗り出来直打なし大負く
 「新製買徳」は西郷軍の旗印「新政厚徳」のもじりで、「有平党」は西郷軍を示している。西郷軍は鹿兒島私学校生徒を中心に組織されたが、新聞各紙は暴発した私学校生徒を「鹿兒島の不平連」（『東京日日新聞』号外、二月十一日）、「鹿兒島の不平党」（『郵便報知新聞』号外、二月十一日）などと呼んでいた。これらの呼称を有平糖に掛けて「有平党」とした。

説明文の「やうやく一万ばかり出来」とは、西郷軍が約一万の軍勢を集めたことを意味している。⁽¹⁾このことは容易に読み解けるが、「直打なし大負く」を風刺画制作者による勝敗予想と受け取ったり、政府への追従の言葉と解釈したりしてしまうと、この錦絵の風刺の鋭さを損ねてしまう。

ここで、三月五日付『仮名読新聞』記事に着目してみたい。同記事では、「今度鹿兒島賊徒の暴挙は名も無く義も無事なるは人々の知る事ながら、彼の西郷隆盛は新政厚徳と書た旗を押建て、偽りの仁政を唱へ、頻りに人民の気を取るといふ。然れども逆は必らず順に勝ず」と述べられている。つまりここでは、大義なき戦争を起こした者は必ず滅びるといふ戦争観⁽²⁾が語られているのであり、こうした文脈の中で「直打ちなし大負

く」は読み解かれるべきであろう。

まず「直打なし」(価値がない)だが、これこそ西郷軍に戦争の大義がないことを言ったもので、「大負く」は、天皇を戴く明治政府に叛旗を翻した西郷軍は、古からの例に漏れず、この戦争で必ず滅びることを寓している」と解せられよう。

④【お芋の頑固り】不平おこし——消化あしく崩易し

「お芋」はさつまいもの産地として有名な鹿児島の人々、「かたま(り)」と読ませた「頑固」は旧弊な性質のことを指す当時の常套句である。⁽¹⁾つまり「お芋の頑固り」とは、西郷軍のことを指す。「不平おこし」は、そうした西郷軍が不平を募らせて起こした西南戦争を暗示している。「お芋の頑固り」(西郷軍)で作ったのが「不平おこし」(西南戦争)であるから、「不平おこし」を西郷軍そのものと解釈してもよい。

では、この「不平おこし」(西郷軍/西南戦争)の説明文「消化あしく崩易し」(消化しにくく、腹も下しやすい)は、どのように読み解けるだろうか。三月七日付『仮名読新聞』の「寄書」欄には、「該の武威く」の原たる哉、全く彼等の腹中の開化ざるより起りしもの歟」という一文が見える。注目すべきは、「開化」の二字に「こなれ」の傍訓が振ってあることで、この文章を書いた投書人は、西郷軍が「開化ざる」ために西南戦争を起したのだと戯れながら述べているのである。

つまり、「消化あしく」も「頑固」同様、西郷軍が文明開化

の新時代になじまない人々であることを諷しているのである。そして、「消化」の悪い西郷軍を食せば「崩易し」(腹も下しやすい)と言っているのだが、それはつまり、不平士族たちを明治という新時代の世の中に抱え込んだままにしてしまうと、「武威く」(腹を下す音)と不平ばかりが出て、健全な世の中にならない(開化が一向に進まない)ということを描べているのである。二月十七日付『仮名読新聞』記事は、「調度宜い時節で有から、頑固連の邪魔者を片付けて仕舞が宜」という「海陸の兵隊さん」の声を伝えており、西南戦争は未開の不平士族たちを一掃してしまう絶好の機会だとする見方が、この風刺を成り立たせる背景にあったのである。⁽¹⁾

⑤【肥後の城ごめにて製す】熊鹿戦べい

——根団は少しもお負不申候

「熊鹿戦べい」は、熊本鎮台と鹿児島軍(西郷軍)の熊本城攻防戦を暗示している。その「熊鹿戦べい」は「肥後の城ごめにて製す」とあり、「城ごめ」は城の備蓄米を指す。この備蓄米についても、「熊本の鎮台に備へられたる米は五百庫に充満し、兵器は勿論欠乏なく、九十日の籠城は充分なりとぞ」(『東京曙新聞』二月二十四日)などと報じられていた。

「根団は少しもお負不申候」は、「値段は少しも割引きしません」が表の意味だが、「根団」は鎮台兵を指すと読み解かれてきた。文脈上そう読み解くのが自然であるが、なぜ鎮台兵を

「根団」と表せるのか、筆者には説得力のある説明が思いつかない。「根」は根城の「根」で、「団」は組織をもった人の集まりを意味する集団や軍団の「団」、つまり熊本城を根城とした兵団（鎮台兵）を指すといった具合だろうか。後考を俟ちたい。

その熊本鎮台兵は「少しもお負不申候」（決して負けはしません）と説明されている。内山一幸氏は、「熊本鎮台側が籠城に耐えている様子を示す」としており、新聞でも熊本鎮台側の勝利が連日伝えられていたから、そう読み解く人も多かったであろう。とすれば、これまでの風刺から一転して、この部分では政府軍の強さを称えていることとなる。

しかし、これは風刺画であり、「根団は少しもお負不申候」にもしつかり風刺が効いている。三月五日付『読売新聞』の「寄書」欄には、西南戦争に関する「無い無い尽くし」が掲載されており、「……官軍がたにはまげが無い、討死手疵は一人も無い、新聞紙上で見たこと無い……」とある。すなわち、この「無い無い尽くし」は、実際には負けた戦いもあるはずなのに、政府軍の負け戦を「少しも」報道しない新聞、あるいは負け戦の情報を「少しも」公開しない政府のやり方を揶揄しているのである。錦絵の「根団は少しもお負不申候」もまた、これと同様の風刺が込められたものとして読み解けよう。

⑥ ③ 菱形西洋風 蒸洋艦 売切の日多し

西南戦争で兵士や物資の輸送に大活躍した蒸気船を羊羹にか

けたのが「蒸洋艦」。その「蒸洋艦」は「三菱形西洋風」だという。つまり、この「蒸洋艦」は、政府が西南戦争のために徴用した郵便汽船三菱会社の社船を指す。『東京曙新聞』は、「鹿児島県の事件に付、三菱会社の船々の御用船になりしは、是迄都合十五艘なりといふ」（二月二十八日）、「三菱会社の内国通行汽船は残らず御用船になりしに付……」（三月八日）などと報じた。

「売切の日多し」は、小西氏が指摘するように、「三菱の船会社」が輸送で大もうけしていることを寓しているとも解せるが、庶民感情としては、三菱の繁盛を羨むよりも、郵船が御用船になってしまったことから生じる生活の不便を嘆く言葉として、共感を持って受け止められたように思う。『郵便報知新聞』は、「物価のうち、現に直段の上りたるは石炭油と水油にて、全く此程の事件に付、蒸気船は御用船となり、諸国に積品はあれども運送の船間が途切れたる故……」（二月二十六日）だとか、「西南の殺気起りしより（中略）東京寄留の西国人は、故郷の妻子眷属知己朋友の安否が案事（あんじ）られ、帰国する者多き折り、三菱の郵船は多く官の五用船（ごようせん）となり、船便を失ひたるより、抛（な）な陸路を下するゆえ……」（三月五日）などと報じている。すなわち、戦争が引き起こした物価の高騰や、交通の不便を嘆く庶民の不満の声「売切の日多し」には込められていたのではなかったか。

⑦【流行】
応頼豆

——二度目にはかならず御頼みに応じ御膳を据へて差上申候
「豆」は女陰の隠語である。また、「応頼豆」の「応頼」とは、同意や承知の意を表す「オーライ」のこと。「芸は売っても色は売らぬ」が芸者の矜持だとされているが、色を売ってしまふ芸者を「応頼芸者」（往來、応來芸者とも）と言ひ、「応頼豆」はこうした転び芸者たちを暗示している。

この品書きの上部には「流行」とあるが、決して芸者商売が順調というわけではない。むしろ逆で、商売が厳しいからこそ、「応頼」せざるをえないのである。花柳界の不景気は、西南戦争が勃発する前の月から始まっており（『肉饅頭』の項で詳述）、一月十六日付『読売新聞』の「寄書」欄にも、「茶屋、船宿、芸妓、権妻までも（中略）不景気の上の不景気サ」と見える。

しかし、そうした「応頼芸者」も一度目では応じないらしい。とは言え、「二度目にはかならず御頼みに応じ」るばかりか、「お膳を据へて差上」（女性の方から男性に誘いかけ）るといふのだから、応頼芸者のプライドというものも有るか無しかわからぬものだと揶揄しているのであろう。

⑧肉饅頭——地震後は殊の外安売 仕候

一月分御詠へに候は、二円半より三円、極々別品
十円まで下落

この「肉饅頭」も「豆」と同じく女陰の隠語。遊女を指すこ

とが多いが、ここでは「権妻」と呼ばれた妾たちを寓している。説明文に見える「地震」は、現代の我々には西南戦争を暗示しているように思われようが、官吏の免職をいう。当時の官吏は鯨鬚を生やした者が多かったため、彼らを「鯨」と諷していたが、彼らの地位を無に帰す免官を、「鯨」に因み「地震」と言った。

この錦絵の出版届が提出される少し前の、三月二日付『読売新聞』の「寄書」欄には、「此ごろ新橋、柳ばし辺には芸妓の再拜命が沢山有ツたといふから、どういふ訳かと或る人に聞て見ると、先頃の地震にゆり潰された人の権的たちが、根が応來の猫だから、また元の猫に化たに不思議は無からうといはれて……」という投書が掲載されている。この投書に見える「先頃の地震」とは、一月十三日付『仮名読新聞』が報じた「昨日一寸載ました東京諸官省庁の大地震（眞実の地震もありましたが）……」のことを指し、具体的には、十二日付『郵便報知新聞』も報じていた、「昨日教部省、警視庁並に各寮司と諸省の太少丞及び大中小録を廃せられ、奏任官は一旦残らず免職となり、更に……」という、明治十年一月十一日の官制改革を指す。

この「地震」の結果、「世間一般の地を震ひて、俄かに市街の不景況を來たし（中略）猫妓は徒然として火鉢の辺に香箱を造り、狐妓は依然として仕舞札の剥かれざるを愁ふ、権妻放逐の命ありて一時方向に迷ひ……」（『仮名読新聞』一月十七日）という事態を引き起こすに至ったが、その窮状がしばしば報じられて

いたのは「権妻」たちであった。「肉饅頭」の説明文には「地震後は殊の外安売仕候」とあるが、「地震」の後に価格が急落したものとして、『仮名読新聞』は「さうじんくるま 二人車と権妻の直価ねうちは
大下落おほげらく」（二月十六日）と報じ、『朝野新聞』は「一二日ク金時計
（中略）一二日ク黒塗車（中略）三二日ク権妻ノ価下落セリ」（二月
八日）と報じている。「権妻」は、「地震」とセットで連想されるものの一つであった。

二つ目の「一月分」云々の説明文は、妾として困う際に約束する月々の生活費の相場が下がっていることを述べている。下落後の相場は「二円半より三円」となり、「極々別品」すなわち極めて器量の良い者でも「十円まで下落」していることを伝えていいる。本稿をなすにあたり、当時の妾の生活費の確かな相場を知ることにはできなかったが、講談師の二代目宝井琴凌と妾おたまとの金銭トラブルを報じた二月六日付『仮名読新聞』記事は、その相場を知る上で参考になるかもしれない。同記事には、「鶴間おたま（二十七年）は、去年（明治九年——引用者注）の八月時分から（中略）月々五円を暮し方に送つて呉れる約束で夫婦きどり気取……」という一文が見え、「地震」以前の明治九年八月に月々「五円」の約束をしていることがわかる。この「五円」が「地震」前の相場だったのかもしれない。

⑨【こちり 抜刀がけ】こんぱいとう 困弊盗

——世間せけんが騒さわぐ敷しにつきて出来申候しゆつた味あじひ良よろしからず
経済的に困弊して盗みを働く者たちを、金平糖に掛けたのが「困弊盗」。「抜刀がけ」は、金平糖の製法である「氷掛け」をもじったもので、名詞「抜刀」に、身につけるといいう意味を担う接尾語「がけ」を付けて、抜き身の刀を身につけていることを言っている。要は抜刀強盗のことである。

「世間が騒々敷につきて出来申候」とは、西南戦争が始まって世間が不穏になり、それに伴って犯罪者が増えてきた社会状況を寓している。こうした事態は、先に「瓦斯提邏」の項で述べたような巡査不足が引き起こしたものとも言えよう。二月十四日付『仮名読新聞』記事は、「大部世間の擾ざう騒さうしいので、荒稼あらいぎの泥どろが看みへます」と書き出されているが、こうした世情認識は、「困弊盗」の説明文の「世間が騒々敷につきて出来申候」の部分と一致する。同記事はその後に、「油屋留吉の母はつ（六十一年）が横浜へ買物いぐに行途中、抜刀ぬきみの追剥おひに出逢であひ……」であるとか、「客を乗せた人力車ぬきみが、抜刀ぬきみの泥棒ぬいぼう二人にんにおど威おどされ……」と、複数の抜刀強盗事件を報じている。そのような物騒な世の中を「味あじひ良よろしからず」つまり、困ったものだと嘆息する世間の声を皮肉交じりに伝えているのである。

二 錦絵「士族の商法」の典拠

前章で読み解いた品書き部分に込められた風刺の数々は、従来、画工の永島辰五郎⁽⁹⁾によるものとされてきた。だが、事実は異なっている。この錦絵には、典拠があったのである。

錦絵の出版届日は、明治十年三月十五日。ちょうどこの一週間前にあたる三月八日付『仮名読新聞』の「寄書」欄に、「御費料」と題された戯文が掲載された。全文を以下に引用する。

○御費料⁽¹⁰⁾

おのおのさま、益御機嫌能被為遊御座、恐悦至極に奉存候。随がつて私事、今般於御当地左之商法相開候間、無限多少御用向被仰付被下度、則製品左に。

- 一 頑固り不平おこし 消化あしくくづれやすし
- 一 新製有兵党 稍やく一万計り出来／直打なし大まけく
- 一 肥後の城ごめ 熊鹿戦べい 根団は少しも／お負け不申候
- 一 新製瓦斯提選 最早三三西国へ積輸る
- 一 西製風蒸洋艦 売切れの日多し
- 一 抜刀困弊盗 世間が騒々敷いにつけて出来申候味ひ不良
- 一 旅費鳥せんべい 御遠国出張の方より／多分のお誂らへあり
- 一 風流纏頭欲し 二度目には必ず御頼みに
- 一 柳ばし応頼豆 応じ御膳を握へて差上升
- 一 肉饅頭 地震後殊に／安売仕候

一月分御誂らへに候は、二円半より

三円極々別品十円迄に下落進呈仕候

何分新商店にて、士族無の種子のみ出来升故、貴社御手数、有名の船橋屋サンエ煉直しの五依頼を投書願ひ升す。

浅草 新平右衛門町 若菜堂

この日の同欄には、横浜から東京へ本局を移転し、三月五日から京橋弥左衛門町で刷り出しを始めたばかりの仮名読新聞社を祝す戯文が複数掲載されているのだが、「御費料」はその二番目に掲載されたものである。戯文の末尾には「若菜堂」とあることから、この戯文の作者は投書家の若菜貞爾⁽¹⁰⁾だと知れる。この戯文は仮名読新聞社の新社屋開業に因んで、「若菜堂」という「新商店」の引札めかして創作されたもので、ここに示された品書きが、錦絵「士族の商法」に取りこまれていたのである。ゆえに、この錦絵の風刺の大部分は若菜貞爾によるものだったのだと、まずはそのように認識を改めなくてはならない。

ただし、異同はある。主たる異同としては、まず戯文と錦絵で品書きの順序が異なっている。戯文「御費料」では、不平おこし⁽⁴⁾ ↓有兵党⁽³⁾ ↓熊鹿せんべい⁽⁵⁾ ↓瓦斯提選⁽²⁾ ↓蒸洋艦⁽⁶⁾ ↓困弊盗⁽⁹⁾ ↓旅費鳥せんべい⁽¹⁾ ↓応頼豆⁽⁷⁾ ↓肉饅頭⁽⁸⁾の順に並んでいたところを、錦絵では① ↓⑨に並べ直したようである(丸囲み数字は、錦絵「士族の商法」の品書

き順。

次に、錦絵中の「有平党」は、戯文では「有兵党」であったことがわかる。前章で示したとおり、「有平党」でもその意味するところは西郷軍であると読み解くことはできたが、下に続く「やうやく一万斗り出来」との繋がりを考えると、戯文の「有兵党」の方がよりストレートな表現になっている。

そして、錦絵にはまったく反映されていないものがある。「風流纏頭欲し」である。「纏頭欲し」は「天道干し」の地口で、「纏頭」は「歌舞・演芸をした者に、褒美として衣類、金銭などの品物を与えること。また、その品物」(『日本国語大辞典』第二版)である。すなわち、纏頭をねだる芸者の様を「風流」と皮肉っているのだが、「天道干し」だけでは何の菓子なのか答えを導き出せないため、品書きとしては成り立たない。説明文も、次の「柳ばし応頼豆」の説明文と続けて読んで一文となるので、商品名もおそらくは次の一つ書きと続けて読んで、「風流纏頭欲し柳ばし応頼豆」と受け取るのがよいのだろう。纏頭を欲しがり、さらには求められれば「応頼」してしまう柳橋芸者を「風流」だと皮肉ったのが戯文上での「応頼豆」なのである。

錦絵には、「応頼豆」の文字の上に「流行」とだけあった。よって、錦絵では「応頼豆」＝応頼芸者として読み取れなかったが、この応頼芸者が具体的には柳橋芸者のことを指すと読み取れる戯文の方が、より風刺は効いている。当時の柳橋芸者に

関するイメージについては、よく引かれるものではあるが、安政六(一八五九)年十一月脱稿の成島柳北『柳橋新誌』初編(山城屋政吉版、明治七年四月)からうかがってみよう。

江都、歌妓の多くして佳なる者、斯の地(柳橋——引用者注)を以て冠^{イサ}と為す。芳原・品川も、固より皆歌妓を貯ふ。然れども娼^{チヨウワ}を以て主と為す。妓は則ち之^{ツケモノ}が役たるのみ。(中略)蓋し柳橋の妓、其の粧飾淡にして趣きあり。其の意気爽にして媚びず。世俗謂はゆる、神田上水を飲む江戸兎の氣象なる者にして、深川の余風を存するなり。⁽¹⁾

柳北は、芸を重んじ、気だては爽やかで媚びを売らない柳橋芸者を高く評価しており、それが当時の人々が抱く柳川芸者のイメージであった。そのような柳橋芸者が、「纏頭欲し」と客に媚びを売り、求められれば「二度目には必ず御頼みに応じ」というのだから、これはなかなか手厳しい風刺である。

その他にも細かな異同はあるものの、こうした「御費料」の品書き部分を取り込んで錦絵化したのが、錦絵「士族の商法」なのであった。

三 菓子屋の考察

では、若菜貞爾の戯文「御費料」では表されておらず、錦絵



図3 『(薩肥海) 鹿児島逆徒征討図』
(※部分図、国立国会図書館蔵)

「士族の商法」で初めて表現された要素について、具体的に検討してみよう。本章では、錦絵の舞台として描かれた、菓子屋について考察する。そこには、錦絵制作者である画工永島辰五郎や版元長谷川忠兵衛による風刺が認められるはずである。⁽²²⁾

店には暖簾が掛けられており、右に「嶋屋」の文字、中央に屋号紋、左に「新政堂」の文字が染め抜かれている。購買者はまず、「新政堂」の文字に引きつけられただろう。なぜなら、今まさに世間を騒がせている西南戦争で、西郷軍が掲げているという「新政厚徳」の旗印を直ちに連想させる屋号だからである。

当時の人々がこの旗印を知ったのは、明治十年三月初旬頃であった。新聞記事でいえば、「賊将西郷隆盛は「新政厚徳」と大書せし大旗を押し建、沿道の人民を諭すに務めて、偽仁政を唱へて撫育すと」と報じた三月三日付『郵便報知新聞』記事が目に入ったものの中では一番早い。また、三月八日には、「新

政厚徳」の旗をいち早く画中に取り込んで描いた錦絵「鹿児島征討図」ならびに「(薩肥海) 鹿児島逆徒征討図」[図3] (共に、大判錦絵三枚続、早川松山画、東京・小林鉄次郎版) の出版届が提出されている。これ以降「新政厚徳」の旗印は、西郷軍を示す旗印として西南戦争錦絵の中で盛んに描かれるようになり、当時の人々もよく知るところとなった。暖簾の中に「新政堂」の屋号を見た人々は、この錦絵が西南戦争に関連した風刺画であることを素早く察知したのであろう。

すべてを語り尽くすことをあえてせず、見る者を絵解きに誘うのが風刺画である。はっきり読める暖簾の左側の「新政堂」の文字とは対照的に、中央の屋号紋は上半分が画面からはみ出すように描かれている。これもまた、風刺画制作者が用意した絵解きの一つである。暖簾に染め抜かれた屋号紋は、店員の印半纏の背の紋と同じ丸に十の字であり、そしてそれは島津家の家紋と一致することも、当時の人々は容易にわかったであろう。なぜなら、十年ほど前に大量に販売された戊辰戦争風刺画の中で、丸に十の紋は薩摩藩(島津家)を暗示する符号^{コード}として繰り返し用いられてきたからである。⁽²³⁾

では、最後に残った「嶋屋」は、どう読み解けるだろうか。西南戦争錦絵の中では、丸に十の紋は島津家の家紋としてではなく、西郷軍を指し示す旗印として描かれている。このことを踏まえ、「嶋屋」の「嶋」は鹿児島を意味し、「嶋屋」とは西郷軍(鹿児島軍)を暗示していると解するのが、まず思い付く読み解



図4 「幼稚遊御山の大将」(鹿児島市立美術館保管)

きであろうか。あるいは、中央の屋号紋同様、「嶋屋」の屋号も上半分が画面からはみ出すかたちで描かれていると解し、「鹿兒嶋屋」と受け取って、やはり西郷軍(鹿兒島軍)を寓している」と読み解くこともできるかもしれない。

また、これとは別の解釈もすでに提出されている。小風秀雅氏は、「この店の屋号が嶋屋新政堂で商標が丸に十の字であることがわかる。島津家＝薩摩の家紋を持つことから、嶋屋の嶋は島津を意味して」と読み解く。だとすれば、「嶋屋新政堂」の屋号は、西南戦争に島津家関わっていることを暗示している」と解釈できてしまうが、実際には島津家(久光、忠義父子)は西南戦争に関わっていないかった。

しかし、それでも小風氏の読み解きは通用するだろう。なぜなら、鹿兒島県下での私学校生徒の暴発が伝えられた二月初旬から、世間ではこの騒動に島津家が関わっているのかが注視されていたからである。

現にそうした世相を反映した風刺画も確認できる。それは「幼稚遊御山の大将」(大判錦絵二枚続、楊洲周延画、東京・松村倉吉版、明治十年四月九日届)「図4」で、小山の上に座って「かてばみんなに鹿の子もちをどつさりやるから、うまくやつてくんねへよ」と、仲間に檄を飛ばす子どもに、丸に十の紋の着物を着せて島津家を暗示し、薩摩軍を裏で糸引く者として描いているのである。ちなみに、「画面右端で「新政厚徳」の旗を持った子どもが、西郷隆盛(着物に「西」)を寓している。

ただし、新聞は繰り返し、島津家が私学校生徒の暴発や西郷軍に加担してはいないことを報じていた。例えば『朝野新聞』においては、第一報となる私学校生徒の暴発を報じたその二日後の二月十日付紙面で、「島津久光公にも決して暴徒に与みせらる、等のことなし」と報じ、さらに十六日には「島津家の一門は(中略)此度の事件にはちつとも関係なきよしなり」と再報していた。さらに、同月二十八日の紙面では、「今日(二月二十六日)引用者注)島津父子へ勅使として柳原を差遣はされ」たことを報じ、さらに島津久光に勅書を直接手渡したことを報じた三月十五日の記事では、「島津父子并旧門閥の者は固より逆徒に関係せず、追々尽力すべき事疑を容れず」と総括して、島津家の西南戦争加担疑惑を完全に否定するに至った。

先に紹介した「幼稚遊御山の大将」は、島津家加担の噂が完全否定された後の、四月九日に出版届が出された風刺画である。にもかかわらず、西郷軍を裏で糸引く存在として島津家が

描かれていたということは、世間では鳥津家加担を噂が払拭されていなかったのだろう。一方の錦絵「士族の商法」は、新聞報道で決着が付くか付かないかの三月十五日頃に描かれたものであるから、鳥津家の加担が暗示され、そして購買者がそのように読み解いたとしてもまったくおかしくはない。

錦絵「士族の商法」の制作者たちは、一瞥しただけで西南戦争に因んだ風刺画だとわかるような菓子屋を描き、西郷軍の後ろには鳥津家も控えていることを暗示するような屋号を持たせたと解釈することもできよう。

四 描かれた人々と台詞の考察

錦絵制作者が「御費料」に付け加えたもう一つの要素が、菓子屋の従業員とその店に訪れた客の姿、そして彼らの台詞である。帳場に座す主人の台詞をSとし、その他の人物たちの台詞は内山一幸「士族の商法」再考（前掲）に揃えて、右から順にA～Dとする。

S し の 吉 や ま け て は い け な い よ

帳場に控える人物は、この店の主人であろう。小風氏は、番重に「新政堂隆盛」と記されている点、またこの人物が「西郷絵の特徴とされる西郷の髭」も持ち合わせている点に着目して、「店の主人の名前は隆盛であろう」と読み解いている。主

人の背後に描かれた筆筒の襖絵も、城下（熊本城であろう）で戦う人々を描いたものとなっており、帳場の男が西郷隆盛を暗示していることは疑いない。

この主人が「しの吉やまけてはいけないよ」と、誰かに呼びかけている。小風氏は、この台詞に関しても詳細な読み解きを行っており、それが小風論の核心ともなっているため、少々長くなるが該当箇所を全文引用する。

今分析した主人の背後にある熊本城攻防戦の絵には字が書き込まれている。「志の吉やまけてハ」と読める。この文はさらに絵の下の引き出しの部分に「いけないよ」と続いている。だが、「志の吉やまけてはいけないよ」では意味が通じない。志の吉とはいったい誰か。そこで「志」の字の上を見直してみると、近景の植え込みに縁取りがなされている。これが丁度「志」の字の左上から始まっており、字の左上横には縁取りがない。さらに「志」の上だけが二重の縁取りになっている。この「志」の字のちょうど真上にあたる部分だけを切り取ってみると、この縁取りは「二」の字に読める。絵のなかに字が隠されているのである。これを組み込んで文章を読み直してみると、「二志の吉やまけてはいけないよ」となる。二志とは西で西郷の省略、吉は吉之助の略であろう。つまりこの文章は「西郷吉之助や負けてはいけないよ」という文意になる。画面全体



図5 主人の台詞

に「値下げしてはいけないよ」と声をかけているのである。しかしこれは風刺画であり、主人のこの言葉にも裏の意味が読み解けるように

に溢れる文字情報の奥に目立たぬように書かれ、二重の暗号で隠しているものの、絵師永島孟斎が西郷軍支持の姿勢を明確に表明していることは明らかであろう。

小風氏は、「しの吉やまけてはいけないよ」の台詞〔図5〕は、「近景の植え込み」の「縁取り」を「二」と読んで、「二志の吉やまけてはいけないよ」と読むべきものとした。しかし、その「縁取り」は、確かに「字の左上横には縁取りがない」ものの、字の右側および右方向にわたって続いており、「志」の上の部分だけを切り取って「二」と読むのは、少々無理があるように思われる。

そもそも、小風氏は「志の吉やまけてはいけないよ」では意味が通じない」と述べるが、当時の人々にはこれで十分に意味が通じたのではないか。主人から「しの吉や……」と呼びかけられた人物は、接客をしている前掛け姿の丁稚であろう。まず、主人の台詞の表の意味としては、丁稚の「しの吉」

なっている。店主は西郷隆盛を暗示していた。では、「しの吉」とは誰を暗示しているのか。それはもちろん、西郷軍一番隊長の篠原国幹である。これが単なるこじつけではないことは、画面左端で菓子を並べる店員にも目を向けてみることでわかる。印半纏の腰柄〔図6〕は「桐秋」と読める。これはつまり、四番大隊長の桐野利秋を寓しているのであり、この店の使用人たちは薩摩軍の諸将たちなのである。

当時の人々は、西郷だけでなく、篠原や桐野のことまでも新聞報道を通してよく知っていた。「西郷、桐野、篠原等、位記褌奪されし旨を、昨夜行在所より電報ありたる由」〔東京日日新聞二月二十六日〕の記事は衝撃をもつて受け止められたであろうし、「篠原は高橋を守り、桐野、村田は木の葉、植木、山鹿等にありて……」〔仮名読新聞三月六日〕などの記事も多く掲載された。



図6 印半纏の腰柄

また、錦絵「士族の商法」が描かれる直前の三月初旬には、「篠原の率ひたる兵は賊中の最も盛なる者にて、敗走は其他の賊兵よりも少なきよし」〔東京曙新聞三月二日〕であるとか、「高瀬に於て開戦。賊将篠原国幹、手疵を受け引上たり。四時三十分頃より再び開戦。互に勝負ありとの事なる由」〔朝野新聞三月二日〕などと、篠原国幹が政府軍を相手に一進一退の攻防をなしていたことが各紙で報じられて

もいた。このような報道に接していた人々は、西郷隆盛を寓したこの主人の言葉を、「篠原国幹や、政府軍に負けてはいけないよ」という意味で受け取ったに違いない。

だが、錦絵の出版届が提出された二日後の三月十七日には、『朝野新聞』や『東京曙新聞』で篠原国幹の戦死（三月四日没）が伝えられ、その後は各紙でも盛んに報じられた。よって、篠原が戦死したことを知った上でこの錦絵を見た人々が大半を占めたと思われる。購買者たちは、主人の「しの吉やまけてはいけないよ」という檄の声を様々な想いで聞いたであろう。西郷軍鼻根の人々はいたたまれない想いで、そうでない人々は痛快な気持ちで聞いたかもしれない。

A このおごしは一月や二月はもちますかへ

右端の女性客は、「このおごしは、一、二か月は保つだろうか」と、この店の商品「不平おごし」の日持ちを尋ねている。「不平おごし」は、西南戦争や西郷軍を寓するものであったから、「西郷軍は、少なくとも一、二か月くらいは持ちこたえるだろうか」と尋ねているのである。⁽²⁵⁾ 実際には、七か月にわたる長期戦となったが、開戦当初は「一月二月」と考えられていたのである。薩摩軍の勝算のない戦いが皮肉られている。

B べつびんの肉まんぢうをくん

直訳すれば、「特製の肉まんじゅうをくれ」となるが、本図では「肉饅頭」は妾を意味していた。よって、この右から二番目の男性客は極めて器量のいい妾を囲おうとしているわけだが、相場が下がった今だからこそ「べつびん」にも手が届くであろう。

C あるへいとうはずいぶんうまふございますが、せけんのひやうばんはよろしくございません。

D あるへいとうはうまいかね。二朱の札だよ。

錦絵では、右からC↓Dの順で並んでいるが、Dの問いかけに答えた台詞がCであり、Cは丁稚の「しの吉」の言葉とも、右から三番目の女性客の言葉とも解せよう。

男が差し出す「二朱の札」には「西薩」と傍訓が付されている。「有平党」は「二朱の札」と等価⁽²⁶⁾というので、「有平党」＝「二朱の札」＝「西薩」＝西郷軍と読み解くためのヒントとなっているのだろう。また、この「二朱の札」は、明治十年には新紙幣である明治通宝との交換回収が行われていた、民部省札の二朱券⁽²⁶⁾であろう。だとすれば、もはや時代遅れとなりつつあるこの二朱の紙幣で、旧弊な西郷軍を寓する「有平党」を買おうとする構図にも、風刺が読み取れる。

丁稚（あるいは、右から三番目の女性客）は、「有平党はとても美味しいですが、世間の評判は良くありません」と返答している。

先に引用した『仮名読新聞』記事が「彼の西郷隆盛は新政厚德と書た旗を押建て、偽りの仁政を唱へ、頻りに人民の気を取るといふ」(三月五日)と伝えたように、西郷軍は「新政厚德」という甘いスローガンを掲げたものの、世間では「偽りの仁政」だと見なされており、だから「世間の評判は良くありません」というのであろう。やはりこれも皮肉である。

五 錦絵「士族の商法」における風刺

では、若菜貞爾の戯文「御費料」を下敷きにして描かれた錦絵「士族の商法」は、どのような風刺画だったのだろうか。

まず、錦絵では、西南戦争という一大事件がより明瞭なかたちで、風刺の中心に位置づけられたことは疑いない。戯文作者をもじった「若菜堂」という屋号を、西郷軍の旗印「新政厚德」に因んだ「新政堂」に改め、西郷隆盛や篠原国幹、桐野利秋を寓する人々が営む菓子店を風刺画の舞台とした点に、それは明らかである。

また、風刺の読み解きの中心となる品書きの順序も、西南戦争の要素を際立たせるために、おそらくは意図的に改められた。錦絵では、西南戦争に直接関わる六品(①「旅費鳥せんべい」②「蒸洋艦」)を右から並べ、その次ぎに当時の世相を風刺した三品(③「応頼豆」、④「肉饅頭」、⑤「困弊党」)を配している。錦絵「士族の商法」は、小西氏が指摘したように「西南戦争や士族

などに対する諷刺」ではあるが、内山氏が指摘するように「当時の社会状況のいくつかの事象を掬い取って描いた」風刺画であることも合わせて押さえておく必要がある。

そして特筆すべきは、西南戦争を起こした西郷軍だけでなく、明治政府に対しても風刺の眼がしっかりと向けられていたことである。兵士の大量輸送に莫大な経費を費やしていることを諷した「旅費鳥せんべい」、戦争動員によって東京の治安を守る巡査不足が生じていることを皮肉った「瓦斯提選」、負け戦を公表しない政府を揶揄する「熊鹿戦べい」、政府が三菱郵船を徴用したために起こった物価高や交通の不便を嘆く「蒸洋艦」、これらはいずれも時の政治を諷したものである。また、世の中の不景気の責任は政府が負うものだとしたら、「応頼豆」も「肉饅頭」も「困弊盗」も、明治政府に対する風刺と捉えることも許されようか。

錦絵制作者は、この錦絵を「士族の商法」と題した。ところが、菓子店「新政堂」は多くの客で賑わっており、その外題が意味するところと矛盾しているように見える。²⁷⁾だが、「新政堂」の繁盛は、西南戦争や西郷軍が庶民の耳目を集めていることを寓しているとすれば納得もいく。さらにこの店の商品のいずれもが、新聞報道を種にして作られたものであったことを踏まえれば、客で賑わうその様子は、刻々と移り変わる西南戦争の戦況を追うために新聞を買い求め、西南戦争を描いた錦絵を売り捌く絵草紙屋に群がった人々の姿にも重ねて捉えられる。²⁸⁾

そういえば、右端の女性客は、「このおこしは一ト月や二ト月
はもちますかへ」と問うていた。「一ト月や二ト月」先にはこの
戦争も終わると見積もられており、戦争が終わればこの店の客
足はすぐに途絶えるであろう。西南戦争に当て込んで出店した
はいいものの、長く続く見込みのない「新政堂」は、まさに「士
族の商法」といったところか。西南戦争とそれを起こした不平
士族、時の政治、そして不景気に見舞われた戦時下の東京を時
事的に諷したのが、錦絵「士族の商法」であった。

おわりに——錦絵「士族の商法」のその後

錦絵「士族の商法」が、実は投書家の若菜貞爾の戯文「御費
料」を基にして描かれたものであったことは、本稿で繰り返し
述べてきたとおりだが、実はこのことが大問題を起こしてい
た。最後にこのことを書き留めて、本稿を閉じたい。

錦絵には、制作者情報として以下の二点が記されていた。

編集出版 通三丁目一番地 長谷川忠兵衛

画 工 松川丁一番地 永島辰五郎

だが画中には、この錦絵の典拠となった戯文「御費料」の作
者である若菜貞爾の名前がどこにも記されていない。これ
に立腹した若菜は、版元である長谷川忠兵衛宅に押しかけ、

「証券界紙の書附を取つて帰つた」という後日談がある。この
ことは、三月二十五日付『かなよみ』（三月十七日から『仮名読新聞』
を改題）で報じられており、記事の最後には「当社も関係の事
ゆゑ後日の為」と、転載までされた。

我等出版候士族の商法あひしてと相印候絵草紙、既に仮名読新聞第
三百三号に掲載有之貴殿投書を再び刊行仕り発売候儀、何
ともぞれいり共恐入候、依之託入申証書仍て如件。
これによつてあひりしやうしやうくだること

明治十年三月二十二日

蠣殻町二丁目八番地

長谷川忠兵衛印

若菜 殿

そもそも新聞記事（投書も含む）には著作権が認められていなかっ
たため、無許可で戯文「御費料」を錦絵に仕立てて販売するこ
と自体は、法的には何の問題もなかったはずである。それゆ
え、同記事中でも「投書をその儘ままに拔萃ひきぬて、絵の上を填うめたは
宜い」とされているのだから、「作者の名前を省き、別に編輯
人杯むねと書入れた」ことだけは許されず、「狡猾な所業しわざ」として
糾弾された。版元の長谷川忠兵衛も証券界紙に一筆書いたとい
うことだから、自らの行為の非を認めざるを得なかったのであ
ろう。この騒動は、法律は整っていないなくても、出版界の守るべ
きモラルがあったことを伝える好例と言えよう。

ちなみに、著者が把握している範囲では、『仮名読新聞』記事

を基にして作られた風刺画が、錦絵「士族の商法」の他に五点あるが、そのどれもが「士族の商法」以後の刊行であるせいか、錦絵の外題にしっかりと出典を明記している点が興味深い。

三月四日付『仮名読新聞』第三百九号「仮名読珍聞」

↓「仮名読珍聞 第三百九号」(大判錦絵三枚続、明治十年三月

十六日届)「画名 月岡米次郎/版元 船津忠次郎版」

↓「花の兄仮名読珍聞 馬鹿脱国恥乱悔」(大判錦絵三枚続、

明治十年三月届)「画工 蜂須賀国明/版元 松木平吉」

三月十七日付『仮名読新聞』第三十二号「寄書」(前島和橋)

↓「仮名読珍聞 第三百十三号」(大判錦絵二枚続、明治十年四

月五日届)「画工 永島辰五郎/出版人 熊谷庄七/前

島和橋投書」

三月二十日付『かなよみ』第三十五号「寄書」(会田皆真)

↓「(極征) 勝陣揚 かなよみ三百十五号」(大判錦絵、明

治十年三月二十九日届)「画工 竹内栄久/板人 福田熊次

郎/編輯人 会田

八月三日付『かなよみ』第四百三十三号「新聞」(※雑報欄)

↓「隆盛龍城攻之図 仮名読新聞第四百三十三号」(大判

錦絵三枚続、明治十年届)「画工 月岡米治郎/出版人 大

倉孫兵衛」

無署名記事「仮名読珍聞」を下敷きに描いた二点の錦絵は、

外題に「仮名読新聞」を、また雑報欄記事を下敷きに描いた錦絵も、外題に「仮名読新聞」の文字を含めている。また、署名入りの投書を下敷きに錦絵化した二作はさらに念入りに、画中に漏れなく投書家の前島和橋や会田皆真の名を記している。錦絵「士族の商法」をめぐる出版騒動が、同業者のモラル意識をより一層引き締めることに繋がったのかもしれない。

錦絵「士族の商法」には、下敷きとなった戯文「御費料」があり、さらには戯文作者との間で出版騒動まで巻き起こしていたのだが、こうしたこともまた、従来知られていなかった。西(南戦争に取材した錦絵の中には、こうした未検討の風刺画が数多く残されており、本格的研究が俟たれている。²⁹⁾

【注記】

- 1 内山一幸「士族の商法」再考」によれば、中学校の歴史教科書における錦絵「士族の商法」の最も早い掲載例は、昭和二十六年検定の教科書の中に見出すことができるという。なお、平成二十九年検定から高等学校で使用されている「日本史A」および「日本史B」の教科書では、十四点中九点で掲載が確認できる。ただし、新しい高等学校学習指導要領(平成三十年告示、令和四年度以降)に入学した生徒から、年次進行により段階的に適用)に準じた「日本史探究」の教科書での掲載は七点中二点で、減少傾向にある(令和四年十一月、論者調べ)。

- 2 例えば、平成十一年度から平成十七年度まで使用された高等学校教科書『ワイド日本の歴史 改定版』(桐原書店)では、錦絵「士族の商法」

- が掲載されており、「傲然とかまえる店主、膝をかがめて買いくる客の姿に、「士族の商法」がたくみに風刺されている。(中略)不平士族や西南戦争に対する風刺もみられる」と説明されている。
- 3 『歴史と地理』は、歴史教科書で定評のある山川出版社が、中学校・高等学校教諭向けに発行していた教育情報誌。二〇二二年四月に『山川歴史PRESS』へとリニューアルした。このリニューアル創刊号の「創刊のことば」(橋場弦執筆)に拠れば、『歴史と地理』は「教科書や教授資料だけでは十分に伝わらない学界の動向を平易に解きあかし、同時に学校教育での疑問や要望を専門の研究者に伝えることを目的として」刊行された情報誌であったという。
- 4 商品名の上(角書)を【】で括って示し、商品名の下(部)の説明文は、商品名の下に――を付してそれに続けるかたちで翻字した。なお、旧字は通行の字体に適宜改めた。
- 5 早稲田大学図書館編『幕末・明治のメディア展――新聞・錦絵・引札――』(早稲田大学出版部、一九八七年十月)、内山一幸「士族の商法」再考」(前掲)。
- 6 「御遠国」については、募兵を含む兵站業務を担った陸軍参謀部や政治決定を行う内閣出張所が置かれた大阪、ならびに臨時海軍事務局が置かれた神戸を指すと解釈することも可能であろう。
- 7 本稿で引用する新聞記事は、全て明治十年の記事。引用に際しては、旧字を通行の字体に適宜改め、傍訓は必要と思われるもののみを残し、読み易さを考慮して私に句読点を付した。
- 8 明治五年の横浜設置に続いて、明治七年には東京の街に瓦斯灯が設置された。その風景は東京名所の一つとして錦絵にもしばしば描かれた。
- 9 明治七年七月二十七日に「巡査巡行ノ節夜中ハ玻璃灯相用火其他非常ノ節ハ徽章有之提灯可相用此旨相達候事」(規第七百五号)と通達があつて以後、夜警の際には玻璃灯や提灯を携帯することが義務づけられた。現代においては警察手帳と警察官がセットにして連想されるように、当時は玻璃灯や提灯と巡査がセットになって連想されても不思議ではない。新聞記事にも「……巡査が怪み窃かに立寄り、玻璃灯を挙げて之を見れば……」(『朝野新聞』二月二日)など出ている。なお、玻璃灯(角灯)を掲げる巡査の姿は、樋口一葉「別れ霜」(『改進新聞』明治二十五年三月四月)や泉鏡花「夜行巡査」(『文芸倶楽部』明治二十八年四月)などの小説でもしばしば描かれた。
- 10 『法規分類大全』第一編(明治二十四年五月)「警察門一」に所収の文献には、導入模索期の資料に「ポリス」の語が散見される。
- 11 例えば、「去る十五日、鹿児島士族は総計一万二千五百人、県下に陳列し……」(『仮名読新聞』二月二十八日)、「鹿児島賊徒の人数は都合一万人にして……」(『朝野新聞』号外、三月五日)などと報じられた。
- 12 西南戦争を題材に詠んだ外山正一「抜刀隊」(『新体詩抄』丸屋善七版、明治十五年八月)にも、「天の許さぬ叛逆を 起し、者は昔より栄えし例あらざるぞ」という一節がある。後にこの「抜刀隊」の詩に曲が付けられ、大日本帝国陸軍の行進曲として制定された。
- 13 二月十四日付『仮名読新聞』の「仮名読珍聞」欄では、西南戦争を「芋屋の騒ぎ」と表し、その騒ぎは「開けた時世に武骨と頑固が、霧闇に寄合矢鱈に集」った結果起こったものとして揶揄されている。

- 14 こうした認識は、西南戦争の前年に起こった神風連の乱、秋月の乱、萩の乱報道の中にも確認することができる。拙稿「報道と実録の間——「士族反乱」を語る枠組み——」（『近代文学論集』第三五号、二〇〇九年十一月）を参照されたい。
- 15 「熊本鎮台と賊兵との戦争は、去る二十一日午後一時より始まり、鎮台兵は勝利を得て（中略）翌廿二日またく鎮台へ押寄せ四方より取囲めり。熊本城の西南と東方とにて戦争あり。賊兵の打死は数十人」（『仮名読新聞』二月二十六日）や、「毎日く戦ひ、城中（熊本）堅固にして勝利あり」（同、二月二十七日、括弧内は原文）などと報じられた。
- 16 『日本国語大辞典』第二版は、江島其磧『傾城色三味線』（一七〇一年刊）の「神鳴も虎の皮の犢鼻褌とき掛、太鼓打てば大豆買気になり」を、その用例として掲げる。
- 17 『日本国語大辞典』第二版は、『柳多留』一九（一七八四刊）の「にくまんちうをくつたのがおちど也」を、その用例として掲げる。
- 18 一月十六日付『仮名読新聞』記事には、「お官員が五免職に成つた事を地震といふのです」と見える。
- 19 永島辰五郎（生没年不詳） 浮世絵師。歌川国芳の門人となり、天保期から作画を始める。はじめ歌川芳虎を号していたが、のち破門。西南戦争に際しては、孟齋の号を用いて、錦絵「絵入新聞別号記載 西郷君暴徒説論図」（大判錦絵三枚続、東京・山村金三郎版、明治十年二月十六日届）や実録『（絵本）鹿兒嶋戦記』（篠田仙果編、東京・堤吉兵衛版、明治十年二月二十六日届）などの挿絵を多く描いた。
- 20 若菜貞爾（一八五四?—一九一八） 新聞記者、投書家、戯作者。胡蝶園（孤蝶園）、夢想楼などと号す。明治九年頃に仮名垣魯文の門人となり、十年頃より小新聞投書家の仲間に入る。十一年、『仮名読新聞』の雑報記者となり、十三年には大阪の『魁新聞』に招聘される。『魁新聞』の廃刊後は新聞各社を転々とし、大正七年没。高木文『明治全小説曲大観』（聚芳閣、一九二五年十一月）には、『新編都草子』二十四編（著述堂、一八八三年十月）から連載がスタートした胡蝶園主稿「水天宮碇絵馬筆」が紹介されている（参考 野崎左文著、青木稔弥他校訂『増補 私の見た明治文壇』2、平凡社、二〇〇七年三月）。
- 21 原文は漢文。本稿に載せた書き下し文は、日野龍夫校注『新日本古典文学大系100 江戸繁昌記 柳橋新誌』（岩波書店、一九八九年十月）からの引用である。
- 22 錦絵には「編集出版（中略）長谷川忠兵衛」「画工（中略）永島辰五郎」と記されている。「編集」とあるからには錦絵制作の主導権は版元の長谷川忠兵衛が握っていたと見るのが自然だが、錦絵の構成や風刺のアイデアにどの程度関わっていたのかはわからない。よって本稿では両人を総称して「錦絵制作者」とし、論を進めていく。
- 23 奈倉哲三氏の『諷刺眼維新変革』（校倉書房、二〇〇四年十二月）ならびに『絵解き 幕末諷刺画と天皇』（柏書房、二〇〇七年十二月）を参照されたい。
- 24 ちなみに、小風氏は「近景の植え込み」と見ているが、正確には「硝煙」であろう。新聞報道でも「賊軍は何つも硝煙の中をくゞり、短兵にて接戦し……」（『朝野新聞』三月十五日）などと報じられ、西南戦争錦絵でも、戦闘シーンに硝煙を配すのはお決まりの構図でもある。

- 25 内山氏は、「このおこしハ一ト月や二ヶ月ハかちますかへ」（傍点は引用者）と翻字し、「一、二ヶ月くらいなら勝つかもと見なされている」と読み解くが、正しくは原文「もちますかへ」。
- 26 小風氏は、「金二朱」とあり、単位こそ違うが通用紙幣でない点はその西郷札を思わせる」と指摘する。
- 27 内山氏が指摘したように、「士族の商法」という語句は、必ずしも士族による事業の失敗を意味するものではなかった。だが、本稿をなすにあたり目に止まった記事の多くは、「士族の商法は利を失はざるものな」と云ふ」（『郵便報知新聞』二月二十三日）や、「士族の商法は（中略）多くは損をして（中略）自分が馴ない事ゆゑ掛引もわからず無_マ雅_マ夢中だから、損をするのも当然のこと」（『読売新聞』二月二十日）というように、事業の失敗を意味する語として「士族の商法」という語句を用いていた。よって、明治十年当時においても、外題と画に矛盾を感じた人々も多かったのではないかと考えた。
- 28 お雇い外国人のエドワード・S・モースは、明治十年の絵草紙屋の様子を「往来を通行していると、戦争画で色とりどりの絵画店の前に、人がたかっているのに気がつく。薩摩の反逆が画家に画題を与えている」（石川欣一訳『日本その日その日』1（平凡社、一九七〇年九月））と書き残している。
- 29 数少ない本格的研究の成果に、高橋未来「描かれた近代日本社会成立期の都市民衆——西郷星錦絵の検討から——」（『民衆史研究』一〇二号、二〇二二年一月）がある。